

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

1. 業務概要

本業務は、撫養川の城見橋付近の浮棧橋及び文明橋付近の木製歩道の老朽化に伴い、同施設の撤去設計及び新しく遊歩道棧橋、スロープの詳細設計を行うものである。

2. 既設浮棧橋撤去設計

(1) 設計計画

業務の目的・趣旨並びに特記事項に明示されている事項を把握した上で、基本的事項の整理・検討を行う。

また、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画等を明記した業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

既設浮棧橋の整備状況、周辺土地利用状況等を確認し、施工計画の観点から現地状況を把握し整理する。

(3) 撤去計画

現地調査結果を踏まえて、浮棧橋撤去方法の検討を行う。

(4) 施工計画

既設浮棧橋撤去に必要な工事用道路計画及び施工機械の配置検討を行う。

(5) 図面作成

工事発注に必要な図面作成を行う。

(6) 数量計算

工事発注に必要な数量計算を行う。

(7) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。照査は照査計画に基づいて実施し、終了後、照査報告書にとりまとめる。

(8) 報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。

3. 遊歩道棧橋設計

(1) 基本事項の検討

既設浮棧橋の撤去箇所に設置する棧橋設計にて、設置位置、棧橋幅員、構造比較、基礎形式を決定する。

(3) 棧橋設計

決定した棧橋構造にて基礎及び上部工の詳細構造設計を行う。

(4) 施工計画

棧橋施工に必要な工事用道路計画及び施工機械の配置検討を行う。

(5) 図面作成

工事発注に必要な図面作成を行う。

(6) 数量計算

工事発注に必要な数量計算を行う。

(7) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。照査は照査計画に基づいて実施し、終了後、照査報告書にとりまとめる。

(8) 報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。

4. 既設木製歩道撤去設計

(1) 現地踏査

既設木製歩道の整備状況、周辺土地利用状況等を確認し、施工計画の観点から現地状況を把握し整理する。

(2) 撤去計画

現地調査結果を踏まえて、既設木製歩道撤去方法の検討を行う。

(3) 施工計画

既設木製歩道撤去に必要な工事用道路計画及び施工機械の配置検討を行う。

(4) 図面作成

工事発注に必要な図面作成を行う。

(5) 数量計算

工事発注に必要な数量計算を行う。

(6) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。照査は照査計画に基づいて実施し、終了後、照査報告書にとりまとめる。

(7) 報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。

5. 遊歩道スロープ設計

(1) 基本事項の検討

既設木製歩道の撤去箇所に設置する遊歩道スロープ設計にて、設置位置、栈橋幅員、構造比較、基礎形式を決定する。

(3) 歩道橋設計

決定した遊歩道スロープ構造にて基礎及び上部工の詳細構造設計を行う。

(4) 施工計画

遊歩道スロープ施工に必要な工事用道路計画及び施工機械の配置検討を行う。

(5) 図面作成

工事発注に必要な図面作成を行う。

(6) 数量計算

工事発注に必要な数量計算を行う。

(7) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。照査は照査計画に基づいて実施し、終了後、照査報告書にとりまとめる。

(8) 報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。

6. 打合せ協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納品時の計4回の打合せを行う。